

# 在宅療養後方支援病院のご案内

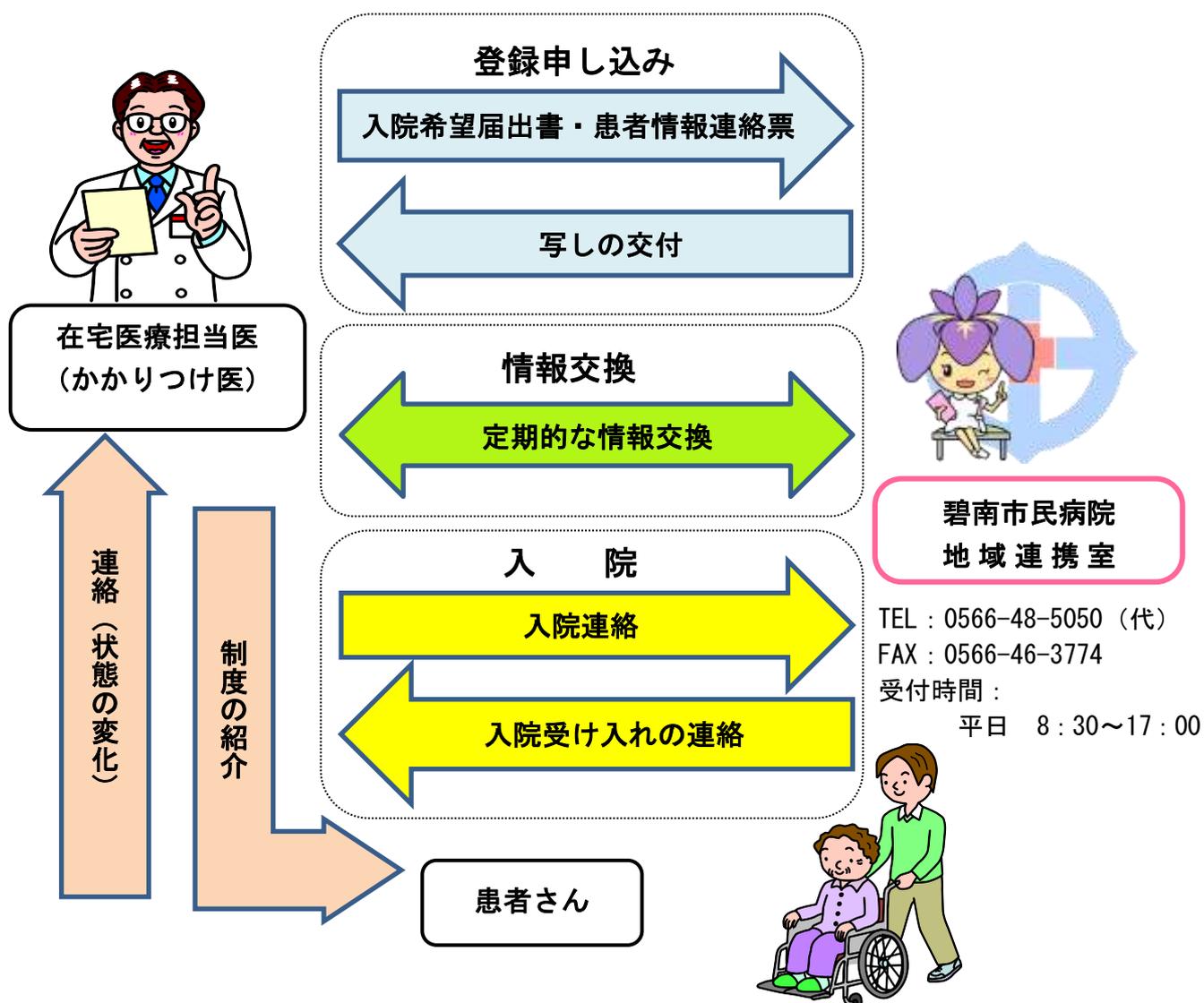
## 在宅療養後方支援病院とは

在宅療養されている患者さんやご家族が安心して自宅で過ごせるように、在宅医療担当医と碧南市民病院が連携して入院受け入れを行う制度です。

## 受け入れ制度

在宅療養されている患者さんで（※対象患者さんは 参照）事前に在宅医療担当医より登録いただいている患者さんに対し、在宅医療担当医が緊急時に入院が必要と判断したとき、碧南市民病院が24時間入院受け入れを行います。

やむをえず当院で入院治療が行えない場合は、当院が適切な医療機関をご紹介します。



## 対象患者さんは

在宅療養後方支援病院に入院登録の場合、以下の患者さんが対象です。

- ① 在宅医療担当様で、以下の在宅管理料を算定されている。
  - ・ C002 在宅時医学総合管理料      C002-2 施設入居時等医学総合管理料
  - ・ C003 在宅がん医療総合診療料
  - ・ 在宅療養指導管理料（在宅自己注射指導管理料は除く）
- ② 他の医療機関で届出（登録）を行っていない。  
（1人の患者さんが複数の医療機関に当該の届出を行うことは出来ません。）

## 登録方法（在宅医療担当医様へ）

- ① 登録される患者さんに、制度について説明いただき、「入院希望届出書（様式1）」の「(A) 在宅医療を担当している医療機関」欄に在宅療養担当医様名を、「(B) 入院希望する患者」欄へ、患者（ご家族）さんのご記入ください。
- ② 「患者情報連絡票（様式2）」に患者さんに関する情報をご記入ください。
- ③ 「入院希望届出書」と「患者情報連絡票」を地域連携室まで持参またはご郵送ください。登録後、「入院希望届出書」の写しを2部と「～患者さん・ご家族の方へ～」をお送りします。「入院希望届出書」1部は保管していただき、もう1部と「～患者さん・ご家族の方へ～」は患者さんへお渡しください。
- ④ 登録後3か月ごと（4月・7月・10月・1月）に診療情報交換用紙により、情報交換を行います。  
提出期限近くなりましたら、地域連携室よりご案内いたします。

## 注意事項

- ① 入院受け入れは在宅医療担当医が必要と判断された場合に行われます。  
患者・ご家族からの直接の申し出により受け入れるものではありませんのでご了承ください。
- ② 碧南市民病院は入院時に在宅療養患者緊急入院診療加算を算定します。

ご不明な点は、地域連携室までお気軽にお問い合わせください